

結核集団感染の発生について

本市において、結核患者が発生し、患者と接触のあった関係者を対象に接触者健康診断を実施した結果、発病者3人、感染者8人を確認しました。これは、「結核に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条に規定する健康診断の取扱いについて」（平成19年3月29日付厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の「結核集団感染事例」に該当し、発病者3人と初発患者の結核菌遺伝子型が一致したため平成29年7月12日に国に報告し、さらに接触者への初回健康診断がほぼ終了しましたので、概要をお知らせします。本報道提供は、市民の皆様への結核に対する注意喚起を目的としております。

1 概要

市内在住の会社員 30歳代 男性が肺結核と診断され、接触者健康診断を実施し集団感染事例に該当しました。経過は以下のとおりです。

<経過>

- 平成28年8月頃から 患者、咳が出始める。
- 平成28年9月1日 咳が続くため、近くの医院を受診。
- 平成29年4月25日 患者が入院し結核と診断されたため、川崎市保健所が結核患者発生届を受理。
- 平成29年5月1日～ 家族・親類・同僚・知人等を対象に、接触者健康診断開始。
- 平成29年5月1日 接触者健康診断で発病者^{*1}1人目が診断される。
- 平成29年6月7日 接触者健康診断で発病者^{*1}2人目が診断される。
- 平成29年6月22日 接触者健康診断で発病者^{*1}3人目が診断される。
- 平成29年8月19日 接触者健康診断で8人目の感染者^{*2}が診断される。

注) *1 発病者

結核菌が体内に取り込まれて増殖し、免疫力で抑えることができず、咳や痰、発熱、体重減少、胸痛などの症状を引き起こしたりする状態のことです。発病しても、体外に結核菌を大量に排出して人に「感染させる恐れのある人」と、体外に排出していない「感染させる恐れのない人」がおり、前者は入院による治療、後者は通院による治療となります。

*2 感染者

結核菌を体内に取り込んではいませんが、結核菌に対する免疫力で発病を抑えている状態です。感染者も予防的に治療する場合があります。

2 接触者健康診断の状況

平成29年8月24日現在

		対象者	発病者	感染者
区分	家族	2	2	0
	親類	33	1	5
	同僚、知人等	38	0	3
合計		73	3	8

接触者健康診断の検査は、血液検査であるインターフェロング遊離試験（T-SPOT）^{*3}を実施し、T-SPOT 陽性者等必要な対象者には胸部X線検査を実施しております。

注) *3 インターフェロング遊離試験（T-SPOT）

結核菌が産生する特異なたんぱく質を用いて誘導される、インターフェロングを測定する検査法。BCG接種の影響を受けず、結核感染の有無を把握する精度の高い検査法として活用されています。

【結核集団感染とは】

同一感染源が2家族以上にまたがり、20人以上に結核を感染させた場合をいいます。発病者1人は6人が感染したものととして感染者数を計算することとなっています。

【今回の事例は】

(発病者3人×6) + (感染者8人×1) = **26人**

- ※ 感染者とは、潜在性結核感染症の者を指します。
- ※ 初発患者は発病者には加えていません。

なお、発病者の3人は現在通院治療中で回復に向かっており、他者に感染させるおそれはありません。

3 今後の対応

発病者及び潜在性結核感染症と診断された者に対しては、服薬治療を継続するように支援し、健康管理の指導を行います。また、必要な対象者への接触者健康診断も継続して実施し、健康観察を行います。

<市民の皆様へ>

結核は全国的に減少傾向ですが、依然として日本では多くの方が感染していますので、次のことに注意してください。

- ① 結核は過去の病気ではありません。2週間以上続く咳等気になる症状があるときは、まん延防止のためにも、早めに医療機関を受診し、検査を受けてください。
- ② 1年1回は胸部X線検査を受け、必要だと判断されたときは精密検査を受けてください。

○ 結核の主な症状

- ・「2週間以上続く咳」「たんが出る」「発熱」「体重減少」「胸痛」などです。

○ 川崎市の結核状況

- ・川崎市の結核罹患率(平成27年)は人口10万人あたり15.3と、全国の罹患率14.4を上回っています。
- ・働き盛りの年代(20歳～50歳代)の患者割合が全国よりも高い状況です。
- ・新たに結核と診断された患者のうち、「受診の遅れ」、「診断の遅れ」であった者の割合は微増傾向です。

○ 感染症における人権保護について

今回の報告は、本事例のように入院が必要な状態になってから診断されることが少なくないこと、またそのために感染が拡大することがあることを改めて認識いただくために行っております。法の下にも患者の人権保護については特段の配慮を求められておりますので、御理解、御配慮いただけますようお願いいたします。

連絡先

健康福祉局保健所感染症対策課 小泉

電話044(200)2446 内線32921